

地方税統一 QR コードの活用に係る検討（令和 3 年度 第 2 回） 議事概要

1 日時：令和 3 年 10 月 14 日（木）14：00～16：00

2 場所：オンライン開催

3 議題

- (1) 構成団体より検討状況報告
- (2) 運用開始に向けた課題等について

4 資料

- ・資料 1 第 1 回検討会への意見・回答
- ・資料 2 地方団体における検討・対応状況
- ・資料 3 MPN 推進協議会及び運営機構における検討・対応状況
- ・資料 4 運用開始に向けた課題等について

5 議事概要

○構成員、●事務局

(1) 構成団体より検討状況報告

総務省・日本マルチペイメントネットワーク運営機構から資料 1～資料 3 に沿って説明。以下の点を補足。その後、質疑応答を実施。

・総務省補足

● 資料 2 について、市町村の予算要求の時期は通常 10 月以降となるため、10 月以降の団体が多くなっていることに特段違和感はない。また、その他の団体についても、やらないというわけではなく、何等かの事情があつて「その他」という回答をいただいていると理解していただければと思う。予算要求予定の地方団体において確りと予算要求をしていただき、その他の団体に対しても着実に対応を進めていただくよう引き続き支援して参りたい。地方団体でも着実に検討が進んでいることをご理解いただけたらと思う。

・日本マルチペイメントネットワーク運営機構補足

○ 資料 3-2 については、金融機関向けの説明会において利用した資料を一部更新したものである。

○ 資料 3-3 は、左側が MPN 一括伝送の仕様書の記載を抜粋したもの、右側が各項目に關

して金融機関から寄せられた照会、およびこれに対する MPN からの回答（赤矢印）となっている。以下、何点か補足する。

- 「サブファイル：データレコード」の項目番号 4 「入力区分」の回答欄について、事務局としては現在使用されていないと考えている「'03 '：バーコード」を割り当てる予定としている。
- 「サブファイル：データレコード」の項目番号 17 「チャネル区分 2」については、その取扱いについて、地方団体の意見も伺いながら地方税共同機構と相談して参りたい。

【質疑応答】

- MPN 未導入団体が MPN 標準帳票を使用する場合の注意点をまとめていただくということだが、いつ頃までにまとめていただけるか。この検討会の場でも報告をお願いしたい。
(日本マルチペイメントネットワーク運営機構)
- 出来る限り早くということであれば 1 か月程度を目途にまとめたいと考えている。

(2) 運用開始に向けた課題等について

総務省から資料 4 に沿って説明。その後、質疑応答を実施。

【質疑応答】

一括伝送データの送信期限等

- 地方団体にとっては、納税者利便の観点からどれだけ早く収入の消込が出来るかは大きな関心事項であり、このため、過去から指定金等と色々な工夫をして、1 日でも日程を短縮できる仕組みを構築してきた。金融機関には、できる限り、翌営業日中までに送信していただくことをお願いしたい。また、地方税共同機構においては、金融機関から収納データを受取った日の夕方までに地方団体に送信いただくような運用を検討いただきたいと思う。

納入済通知書等の取扱い

- 「納税義務者名等の全ての情報を保管することが望ましいが、最低限、一括伝送データに含まれる内容に係る情報については保管すること。」とされているが、QR コード破損の場合も含め、QR コード自体に関しヒューマンエラーで QR コードの読み取りに失敗する場合も考えられる。このため、「一括伝送データに含まれる内容」が、読み取った後という趣旨であれば、情報としては足りないと思う。済通に基準を置いて、読み取る前の情報が保管されるべき。
- ヒューマンエラーについては、金融機関にてそうしたことが起きないよう、正確な収納事務を行っていただくものと考える。そのうえで、そういう事案が発生した場合は、

納税者の手許に残る納税者控えをきっかけとして、情報の確認をすることを考えている。ただ、「数日間」は金融機関にてその済通本体・イメージデータを保管するため、数日間の間に発生する場合は、地方団体から金融機関に問い合わせをすることで、エラーの解消が出来るのではないかと考えている。地方団体において、すべての情報を数年間保管してほしいという意見があることも認識しているが、納税者の方が領収証書を持ってくることで確認ができること、および金融機関における負担も考慮し、このような案で考えている。

金融機関における地方税統一 QR コードの読み取りテスト

- 金融機関・地方団体の双方に負担があるものと理解。提案の内容を踏まえ、効果は維持しつつ、効率を上げられないか、負担感を軽減できないかという点もあわせて検討し示せればと思う。
- 読取テスト、読み取りエラー時の対応は、地方団体・金融機関が無理なくでき、かつ、確りとその水準・内容も担保されることが重要と思うため、是非ご意見を頂戴しながら、検討していきたい。

QR コード破損等による読み取りエラー時の処理方法

- 同じ内容の納付書を別に作ることは簡単だが、前と同じデータをもう一度印刷するとなると、仕組みを新規に作り直さないと困難。また、QR コードを生成するにも関わらず、83 行の情報まで必要か。地方団体の立場からすると、QR コードのみにしてほしい。両方送付が必要となると、場合によっては、QR コードを地方団体で印刷および読み取りを行い、そこから 83 行の情報を作成して送らないといけないという、面倒な手間が生じる可能性も想定されるため、今一度検討いただきたい。
- 金融機関のなかには、QR コードを受け取り、印刷および読み取りを行う方が対応しやすい先と、83 行の情報を受け取り、これをもとに一括伝送データを作成する方が対応しやすい先の双方が考えられ、両方を送付する案としている。
- QR コードに格納する情報は地方団体の基幹システムにおいて所持していると考えられるため、83 行の情報の生成は、QR コードに格納する情報を作る過程で生成される理解であり、必ずしもご意見の方法である必要はないと思われる。
- この運用は非常に難しいのではないか。特に地方団体は電子メールによる返信について、基幹税務システムと LGWAN、インターネットを跨ぐこととなるため、運用負荷は非常に高くなることが想定される。
- 金融機関・地方団体の双方で煩雑な印象。金融機関において最低限、案件特定キー等のキー情報と、収納日・金額といった情報を入力して対応できないか。また、地方団体で QR コードを再生成することは煩雑と思うため、個別に QR コードを生成するツールを提

供いただく等、検討いただきたい。

- ご意見は、多頻度で読み取りエラーが発生する前提での発言と認識。一方、QR コードに誤り訂正能力があるため、少しおけた程度では読み取りに支障はないことを踏まえ、読み取りエラーが発生する頻度は相応に少ないのではないかという前提で案を作成している。他の方法について提案をいただけるのであれば検討をさせていただきたい。
 - 金融機関において納付書に記載されている案件特定キー・確認番号の情報を手入力で送付いただければ消込ができるということは考えられるか。ただ、金融機関において入力をミスした場合どうするか、などの課題もある。
-
- エラー時の対応について、1 日毎かそれとも都度対応か。
 - 1 日毎に対応する想定でしたが、送付頻度まで決めた方が良いか。例えば、最低限1日1回送付する等を決めることも可能と思うため、意見があればいただきたい。
-
- 銀行界としても何か最適な方法、より良い方法がないかは検討して示せればと思う。例えば、旧来どおりの収納契約にもとづき、そのルートを活用した収納や、案件特定キー・確認番号を活用して eLTAX 上で何か手当が出来ないか等、検討したい。

eLTAX を通じた電子納付の対象税目の拡大

- その他税目にも拡大いただく方向感について感謝する。税の部分に統いて、国民健康保険料をはじめとする料金部分についても検討いただければ幸い。また、申告税・特別徴収分については、QR コードを付すことが難しいことから、eLTAX のチャネルの促進が肝要と理解。その他の部分は QR コードが付されていく方向と思われるため、金融業界としても推進を検討していただきたい。
- 地方税以外への拡大に関しては、度々これまで金融機関・地方団体・経済団体から意見をいただいているところ、それぞれの制度所管省庁との調整が必要なほか、法制上の検討も必要となるため、いただいた意見も踏まえ、引き続き検討させていただきたい。
- eLTAX を活用した収納を広げていくという点は、QR コードのみならず、申告税目も含め是非推進していただきたい。これは金融機関のみならず、地方団体も消込がより容易になるものであることから、関係機関が協力して進めていかなければと思う。金融機関でも積極的に取り組んでいただけるということから、皆様の協力にも期待したい。

eLTAX を通じた電子納付に係る納付手段の拡大

- 現在「〇〇Pay」が提供している「請求書支払」に関しては、各地方団体やそこと繋がる代行会社を経由した代理事業の業務委託契約にもとづきサービスを提供しているが、QR コードの方は、地方税共同機構との契約・指定にもとづき役務を提供する、という認識で相違ないか。

- 認識相違ない。地方税共同機構との契約・指定にもとづき収納をすることとなる。各地方団体が Pay 事業者と契約して収納するという、これまでの取扱いは制度として残るため、これを排除するものではない。
- 令和5年度以降は、地方団体の払込票について、スマホのカメラで読み取って「〇〇Pay」で支払おうとすると、「バーコードで処理」、「バーコードは読めずQRコードで読み取り」、「両方読み取れる」というようなバリエーションが生じることとなる。自分のスマホで読めるもの読めないものはかなり複雑となる可能性が想定されるため、整理が必要か。
- 従来型の納税ルートを残すかどうかは、各地方団体による判断になるが、仮にこれを残す場合、納税者に対する説明は各地方団体で丁寧に行っていただく必要があると認識した。各地方団体において、引き続き検討をお願いしたい。
- クレジットカードあるいはスマホ収納等については、すでにこれらのチャネルを導入している地方団体も多くあろうと思われるが、今回の共通納税で拡大されることに伴い、全国の地方団体に与える影響も大きいかと感じている。今回の拡大によって、すでにこれらのチャネルを導入している地方団体に対して、どのような影響があるのか、例えば、クレジットカード納付については、納税者が負担する手数料を徴収しているケースが多いと思うが、各地方団体が納税者に求めている手数料の率・額と、今度地方税共同機構で取扱うクレジットカード納付の手数料の率・額等が、同じ税でも併存することが想定され、そういったことも含めて、想定される課題や、今後の考え方等、総務省・地方税共同機構において周知や説明をいただければと思う。また、各収納チャネルに地方団体から支払う手数料の支払方法について、どういうルートで地方団体から支払うものなのか等、ご教示いただきたい。
- ご指摘のとおりかと思う。地方団体の不安等も聞きながら、我々の考え方を示すことの必要性、その内容について考えていきたい。周知についてもしっかりと行っていきたい。手数料については、金融機関窓口収納に関するもののほか、MPN の取扱い条件で決まってくる手数料も含め、基本的に地方税共同機構が契約の中で相手に支払うこととなる。当該支払について、最終的には地方団体からの負担金でお願いをすることとなるが、その按分の方法をどうするか等の詳細は、地方団体の意見を聞きながら、今後、地方税共同機構において検討されるものと考える。
- 当団体では納付について、〇〇Pay やコンビニも含め対応しておらず、現金と口座振替のみだが、地方税共同機構においてクレジットカード会社や〇〇Pay と契約・指定いただくということで、当団体から何か対応を行う必要はないという理解で良いか。その他、指定業者については、現行あるようなところはほとんど対応することを考えているのか。

- 前段についてはご指摘のとおり。後段については、まだ制度改正前のため、地方税共同機構においても具体的にどこを指定するかは検討未了の段階。各事業者との意見交換、検討が今後行われるものと理解。適切な周知・説明ができるよう対応して参りたい。

金融機関の検討状況について

- 当団体では納付書は独自様式であり、QR コードと案件特定キー・確認番号を印字するとスペースの確保に苦慮している。このため、QR コード付納付書においては、OCR 行は削除を検討したいと思っているが、銀行では令和 5 年 4 月から QR コードを読み取れるということで大丈夫か。
- OCR 行を指定金において読み取り、消込情報として送っているということかと思うが、今後、QR コードが付与され、各金融機関が QR コードを読み取り、それを送るなら、OCR 行は不要となるため削除したいということと理解。そうした時に、令和 5 年 4 月から全国の金融機関が QR コードに対応いただけるかが、その判断に影響するということかと思う。

(全国銀行協会)

- 各個別行の検討状況に関しては確りとは把握できていないが、示されているスケジュールに沿って、各行対応を進めているのではないかと考えている。当行においても、スケジュールに沿って検討を進めているところである。
- 金融機関にとっては、各地方団体が QR コードを印字するのか気になる状況かと思い、今回、資料 2 により全国の地方団体の状況を説明した。翻って、地方団体においては、金融機関が対応いただけるかという不安があるということと思われ、また全体の状況について教えていただければと思う。

財政措置について

- 財政措置について、以前、普通交付税措置を参考に財政措置を財政当局に要求すると伺っていたが、現段階での状況、中身について教えていただきたい。
- 現時点では申し上げられないが、各地方団体でどの程度の改修規模・金額となる見込みか、今夏の段階で調査も行った。この調査結果も踏まえ、適切に対応を行って参りたい。

(以 上)